

浜松医師会看護高等専修学校卒後研修会委員会規定

(設置)

第1条 浜松医師会看護高等専修学校(以下「本校」という。)は、卒業生の看護者としての質の向上を図り、かつ本校の教育目的、社会的使命を達成するための卒後研修会を開催するために委員会を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 卒後研修会の企画に関する事項

研修会は年に1回以上開催すること

対象は、本校卒業生・浜松医師会医療機関に勤務する関係者・在校生とする。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副校長

(2) 教務委員

(3) その他の委員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は副校長とする。

3 副校長に事故あるときは教務主任がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務において処理するものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。